

地域に根ざして 45年

街の自営業、小企業のみなさん 税金・金融・経営・労働保険

民商のかけ込み

一人で
悩まないで

相談無料
秘密厳守

なんでも 相談会へ



■日時:毎月第1・第3火曜日

(祝日の場合は翌日)

午前10時から午後4時30分

■場所:上尾民商事務所 2階

- 記帳・決算のことで相談したい。
- 簿記・パソコン会計を覚えたい。
- 商売を始めた、始めようとしている。
- 法人にしたい。
- 税金や国保、社会保険料の支払いに困っている。
- 突然の税務調査、どうしたらしい。
- 融資を受けたい、毎月の返済を減らしたい。
- 労働保険に加入したい。
- ※ その他、どんな悩みでもご相談ください。
電話のみのご相談も受け付けております。



埼商連

上尾民主商工会



048-775-3793

上尾市本町1-4-31

Fax 048-775-8692



労働保険は**民商**の事務組合へ 安心 特別加入で 事業主や家族従業員も

民商の事務組合 3つのメリット!

- ①事業主及び家族従業員も労災保険に加入OK
- ②労働保険料を年三回に分割納付が可能
- ③事業主自身の事務処理が軽減され、
安い費用で労力も省ける

民商は、中小事業者、従業員が安心して働くよう、加入の窓口を開いています。



さまざまな業種の自営商工業者でつくる組織で、中小業者の権利を守り、経済的、社会的地位の向上をめざして運動を進めています。全ての都道府県に連合会があり、上尾・伊奈地域で350人、全国では20万人の業者が加入しています。

会の運営費は会員の毎月の会費で全てまかない国や自治体からの補助金など一切貰っていません。だからこそ国や地方自治体に対しても眞に中小業者の立場に立って物を言うことができます。

全ての会員が平等な権利を持ち民主的な会の運営のもと、地域の身近な相談所として経営全般のお悩み事をご一緒に考え、解決に導くサポートをします。

労働者(職人・従業員)は1人から加入が必要です。

法律では、常時、労働者(職人・従業員)を一人でも使用する事業主は、業種と規模を問わず必ず労働保険(労災保険と雇用保険)に加入しなければならないことになっています。

できる、わかる、自信が持てる 記帳・決算!

- 税金は納税者が自らの所得と税額を申告することで確定する制度です。言われるがまま申告していませんか?民商で税金のしくみを学び商売と生活を守りましょう。
- 記帳はしたいけど、どうすればいいかわからない。そんな悩みと一緒に解決しましょう!民商なら領収証の整理から日計表のつけ方・パソコン記帳など一から学べ自信もできます。法人の方にも好評です。

調査で「予告なし」はダメ! 調査・納税相談

- 調査は事前通知が原則です。税務署から「おたずね」文書か呼び出しが来たら、税務署に行く前に民商へ。仲間の立ち会いを認めさせ、納税者と一緒に対応しています。
- 払いたくても払えない税金・社会保険料は『納税・納付の猶予』『処分停止』などの法制度を使い対応。差押えを解除させています。

資金繰り・事業計画書を作りたい 経営・法律相談

- 的確なアドバイスとともに、書類作成など融資申し込みのお手伝いをするだけでなく、銀行、保証協会へも同行し、融資へと導きます。
- 新規事業のための事業計画書づくりのお手伝いや、開業資金、建設業許可の相談にも乗っています。
- 暮らしや商売上のトラブル・悩みは弁護士による月一回の無料相談を行っています。